

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 9 月 27 日 (火) 第3250号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱 (※) (経営金融課取扱い) 1
- 肥料の登録の失効 (食の安全推進課取扱い) 1
- ふ化業者の登録 (畜産課取扱い) 2
- 県営土地改良事業の計画の変更 (2件) (農地整備課取扱い) 2
- 都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 3
- 道路の位置指定 (南薩地域振興局取扱い) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大島支庁取扱い) 3

公 告

- 一般競争入札公告 (道路建設課取扱い) 4

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 9

正 誤

- 鹿児島県公報第2872号の2 (平成25年 1 月 15 日 付 け) の 一 部 訂 正 (※) (森林経営課取扱い) 10

告 示

鹿児島県告示第892号

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成28年 9 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱 (昭和47年鹿児島県告示第1218号) の一部を次のように改正する。

別表第1 新事業チャレンジ資金の項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「第9条第1項」を「第8条第1項」に改める。

別記第4号様式中「25%」を「10%」に改める。

別記第6号様式中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項」を「中小企業等経営強化法第8条第1項」に改める。

附 則

この要綱は、平成28年 9 月 27 日 から 施 行 す る 。

鹿児島県告示第893号

肥料取締法 (昭和25年法律第127号) 第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

平成28年 9 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		失効年月日
					氏名又は名称	住所	

鹿児島 県肥第 1229号	副産動物 質肥料	フィッシュ パワー	窒素全量 6.0	含有を許 される有 害成分の 最大量及 びその他 の制限事 項は公定 規格のと おり	株式会社イリ オス通商	鹿児島市宇 宿二丁目 8 番 3 号	平成28年 9 月 12 日
---------------------	-------------	--------------	----------	--	----------------	--------------------------	-------------------

鹿児島県告示第894号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、ふ化業者を次のとおり登録した。

平成28年 9 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	登 録 年 月 日	登 録 の 有効期限	ふ化業者の名称及び住所	ふ化場の名称及び所在地
鹿ふ登第 28の4号	平成28年 9 月 21 日	平成31年 9 月 20 日	株式会社ジャパンファーム 曾於郡大崎町益丸651番地	株式会社ジャパンファーム チキン事業本部生産部 第一孵卵場 曾於郡大崎町野方3887番地 株式会社ジャパンファーム チキン事業本部生産部 第二孵卵場 曾於郡大崎町野方3887番地

鹿児島県告示第895号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営老朽ため池整備（農用地保全）大川ダム地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成28年 9 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成28年 9 月 28 日から同年10月26日まで
- 3 縦覧場所
奄美市役所農林振興課

鹿児島県告示第896号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（農業用排水施設整備，農道整備，農用地保全，区画整理，客土及び土層改良）宇検地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成28年 9 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成28年 9 月 28 日から同年10月26日まで
- 3 縦覧場所
宇検村役場建設課

鹿児島県告示第897号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により南さつま市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年 9 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 加世田都市計画下水道
 - (2) 名称 南さつま市公共下水道
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

南薩地域振興局告示第5号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成28年 9 月 27 日

南薩地域振興局長 森山健二

指定の年月日	申請者の住所及び氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成28年 9 月 6 日	指宿市池田3146番地8 川路豊	指宿市十町字竹ノ下192番7, 194番6, 194番7, 192番7地先里道の一部並びに字宮屋敷204番4, 205番3, 206番3, 206番4及び206番1地先里道の一部	55.44	6.00~14.45

大島支庁告示第17号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成28年 9 月 27 日

大島支庁長 鎮寺裕人

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
多機能型事業所 サランセンター	大島郡和泊町伊延1432番地1	特定非営利活動 法人心音	大島郡和泊町大字手々知名568番地	安徳 建二	平成28年 9 月 1 日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス・保育 所等訪問

ぼてと	大島郡知名町大字住吉2438番地	特定非営利活動法人おきえらぶ子どもリハビリサポートセンター	大島郡知名町大字瀬利覚2050番地10シーサイドハイツB棟2F	内山 将哉	平成28年9月1日	支援 児童発達支援
-----	------------------	-------------------------------	---------------------------------	-------	-----------	--------------

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、建設工事について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成28年 9 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 入札に付する事項

- (1) 工事名
道路整備（交付金）工事（宮古崎トンネル）
- (2) 工事場所
名瀬瀬戸内線 大島郡大和村国直地内
- (3) 工事概要
 - ア 工 法 NATM工法
 - イ 延 長 2,316メートル
 - ウ 幅 員 6.0 (9.25) メートル
 - エ 内空断面 55.9平方メートル
- (4) 工期
着工の日から1,200日間
- (5) 使用する主要な資機材
支保工約680トン、コンクリート約33,800立方メートル、ロックボルト約25,800本等
- (6) 予定価格に108分の100を乗じて得た価格
落札者の決定後に公表する。
- (7) この調達は、電子入札案件（鹿児島県電子入札運用規約（平成19年8月29日制定。以下「運用規約」という。）第1条に規定する電子入札案件をいう。）とし、その事務取扱いは、この公告に定めるもののほか、運用規約によるものとする。

なお、やむを得ない理由で電子入札（運用規約第2条第2号に規定する電子入札をいう。以下同じ。）の方法で参加できないものは、運用規約第13条第1項の規定により、平成28年11月17日（木）までに3の(2)の(イ)の場所に紙入札参加申請書（運用規約別記第6号様式）を提出し、契約担当者の承認を得た場合に限り、紙入札（運用規約第2条第3号に規定する紙入札をいう。以下同じ。）の方法で参加することができる。

2 入札に参加するものに必要な資格

- (1) 鹿児島県建設共同企業体入札参加資格等取扱要綱（平成6年鹿児島県告示第1442号）第2条第2号に規定する特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）であって、その構成員が次に掲げる要件を全て満たしていること。
 - ア 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）の提出期限の日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、土木工事業について特定建設業の許可を有する者であること。
 - イ 鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成8年鹿児島県告示第1402号。以下「資格審査要綱」という。）第4条又は第5条の規定に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、かつ、資格審査要綱第3条の規定により、この公告の日において土木一式工事に関しA級の格付を受けている者であること。
 - ウ 申請書等の提出期限の日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167

条の4の規定に該当しない者であること。

エ 申請書等の提出期限の日から本工事落札決定の日までの間に、鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成8年鹿児島県告示第450号）第3条第1項、第4条又は第5条各項の指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者でないこと。

オ 申請書等の提出期限の日において、次の(ア)から(ク)までのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 役員等（資格審査要綱第1条の2第4号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる法人又は個人

(ウ) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

(エ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人又は個人

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

(カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

(キ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人

(ク) (ア)から(キ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

カ 申請書等の提出期限の日において、本工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

キ この公告の日から申請書等の提出期限の日までの間に、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが特定JVの代表者以外の構成員である場合を除く。）。

ク 申請書等の提出期限の日において、次に掲げる要件を全て満たす技術者を専任で配置できる者であること。

(ア) 一級土木施工管理技士（国土交通大臣が同等以上の能力を有するものと認定した者を含む。）であること。

(イ) 当該構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書等の提出の日において連続3箇月以上直接的な雇用関係にある者に限る。）にあること。

(ウ) 監理技術者資格者証（土木）の交付を受け、かつ、監理技術者講習修了証等により過去5箇年以内に監理技術者講習を受講したことが認められること。

(エ) 平成13年度以降に国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。）又は地方公共団体が発注した土木一式工事（海上工事及び橋りょう上部工事を除く。）の監理技術者又は主任技術者としての管理実績を有すること。

ケ 申請書等の提出期限の日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査の結果に基づき、鹿児島県の建設工事入札参加資格の認定を受け、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

(2) 特定JVの結成に当たって、次に掲げる資格要件を全て満たしていること。

ア 構成員の数は、4者であること。

イ 特定JVの代表者（以下「代表者」という。）は、特定JVの構成員のうち施工能力及び出資比率が最も高い者（出資比率が同一の場合は、施工能力が高い者）であるこ

と。

ウ 特定JVの構成員の出資比率は、15パーセント以上であること。

エ 特定JVの構成員は、本工事について他の特定JVの構成員でないこと。

(3) 代表者は、次に掲げる資格要件を全て満たしていること。

ア 審査基準日を平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に設定した経営事項審査（審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査）で、土木一式工事の総合評定値が1,200点以上の者であること。

イ 平成13年度以降に、単独の元請又は代表者として、NATM工法による延長1,500メートル以上の道路トンネル工事の施工実績を有する者で、同等の工事の監理技術者又は主任技術者としての管理実績を有する監理技術者を本工事に専任で配置できるものであること。

(4) 代表者以外の構成員3者は、次に掲げるアの条件を満たす3者の組合せであること、アの条件を満たす2者とイ若しくはウの条件を満たす1者の組合せであること、アの条件を満たす1者とイの条件を満たす2者の組合せであること又はアの条件を満たす1者とイの条件を満たす1者とウの条件を満たす1者の組合せであること。

ア 平成13年度以降に、単独の元請又は代表者としてNATM工法による道路トンネル工事の施工実績を有する者であること。

イ 平成13年度以降に、共同企業体の出資比率が15パーセント以上である構成員として、NATM工法による道路トンネル工事の施工実績を有する者であること。

ウ 平成13年度以降に、道路工事の施工実績を有する者であること。

3 入札に参加する資格の確認

入札に参加しようとするものは、2の資格を有することの確認を受けるため、申請書等を次の提出時期、提出方法及び提出場所により提出しなければならない。

契約担当者は、入札に参加する資格の確認をしたときは、その旨を特定JVに入札参加資格確認通知書により通知する。

(1) 提出時期

平成28年9月29日（木）から同年10月13日（木）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 提出方法及び提出場所

ア 電子入札の方法で参加する場合

(イ) 提出方法

電子入札の方法により提出すること。ただし、電子データの容量が1メガバイトを超えるときは、媒体提出届（運用規約別記第8号様式）を添付した申請書等を(イ)の場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること。

(イ) 持参又は郵便若しくは信書便の送付による場合の提出場所

鹿児島県大島支庁建設部建設課

奄美市名瀬永田町17番3号 郵便番号 894-8501

イ 紙入札の方法で参加する場合

(イ) 提出方法

持参又は郵便若しくは信書便の送付により提出すること。

(イ) 提出場所

アの(イ)に同じ。

4 設計書等の閲覧

本工事に係る設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）は、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

平成28年9月28日（水）から同年11月15日（火）までのそれぞれの日（県の休日を除

く。)の午前8時30分から午後8時まで(光ディスク(CD-R)に記録された設計書等の閲覧にあっては、午前8時30分から午後5時15分まで)とする。

(2) 閲覧場所及び閲覧方法

かごしま県市町村電子入札システムポータルサイト (<http://www.kagoshima-nyusatsu.jp/accept/index.html>) の入札情報サービス(工事・委託)に掲載している設計書等を閲覧し、又は鹿児島県大島支庁建設部建設課(所在地は、3の(2)のアの(イ)に同じ。)において、光ディスク(CD-R)に記録された設計書等を入札に参加するもの持参したパソコン等の映像面に表示する方法により閲覧するものとする。

5 入札の方法等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 電子入札の方法で参加する場合

(ア) 入札期間

平成28年11月16日(水)から同月18日(金)までのそれぞれの日の午前8時30分から午後8時まで(同月18日(金)にあっては、午前8時30分から午前10時30分まで)とする。

(イ) 入札書の提出方法

電子入札の方法により提出すること。

(ウ) 開札の日時及び場所

a 日時 平成28年11月18日(金)午前11時

b 場所 鹿児島県大島支庁建設部建設課(所在地は、3の(2)のアの(イ)に同じ。)

イ 紙入札の方法で参加する場合

(ア) 入札の日時及び場所

a 日時 平成28年11月18日(金)午前10時30分

b 場所 アの(ウ)のbに同じ。

(イ) 入札書の提出方法

(ア)のaの日時にアの(ウ)のbの場所に持参すること。

なお、郵便又は信書便の送付により提出する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とし、平成28年11月17日(木)午後5時15分までにアの(ウ)のbの場所に必着のこと。

(ウ) 開札の日時及び場所

アの(ウ)に同じ。

(2) 入札参加資格確認通知書の写しの提出

紙入札の方法で参加する場合は、入札書を提出する際に併せて3の入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。

(3) 工事費内訳書の提出

入札書に記載された金額の決定の根拠とした工事費内訳書を、次により提出すること。

ア 電子入札の方法で参加する場合

入札書を提出する際に添付すること。

イ 紙入札の方法で参加する場合

入札書を提出する際に併せて提出すること。

(4) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所、交付期間及び交付の請求方法

(ア) 交付場所

3の(2)のアの(イ)に同じ。

(イ) 交付期間

平成28年9月28日(水)から同年10月13日(木)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(ウ) 交付の請求方法

入札説明書の交付の請求は、直接又は郵便若しくは信書便の送付によることとし、電話及びファックスによる請求は認めない。

なお、郵便又は信書便の送付で交付の請求をする場合は、840円分の切手を貼った宛先明記の返信用角形2号封筒を必ず同封し、(ア)の交付場所に対し、平成28年10月6日（木）までに必着するよう請求すること。

6 現場説明会

実施しない。

7 契約条項を示す期間並びに場所及び方法

4の(1)及び(2)に同じ。

8 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

10 入札の無効

次の(1)から(10)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加するものに必要な資格のないものとした入札

(2) 工事費内訳書を提出しないもの又は工事費内訳書が未提出であると認められるものとした入札

(3) 入札者が他の入札者の代理人と兼ねてした入札又は2人以上の入札者の代理を兼ねてしたものの入札（入札者が運用規約第5条の電子証明書（ICカード）を不正に使用して入札した場合を含む。）

(4) 入札者又はその代理人がした2以上の入札

(5) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(6) 入札書の記載事項（入札年月日及び住所を除く。）が判明できない入札書、入札書の記載事項（入札金額を除く。）の訂正に押印のない入札書若しくは入札者の押印のない入札書による入札又は電子入札の方法により提出された入札書で、鹿児島県契約規則（昭和50年鹿児島県規則第23号）第12条第2項の入札金額その他契約担当者が必要と認める情報を記録した電磁的記録、同条第3項に規定する入札者の電子署名若しくは当該電子署名に係る電子証明書を確認できないものによる入札

(7) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(8) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(9) 運用規約の規定により無効とするものに該当する入札

(10) その他入札に関する条件に違反したと認められるものとした入札

11 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出したもので、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、鹿児島県低入札価格調査実施要領（平成8年11月1日制定）に定める調査を実施し、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、最低の価格をもって申込みをしたもの以外のものを落札者とすることがある。

12 最低制限価格

設定しない。

13 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から7日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

14 仮契約の締結

本工事の契約の締結については、鹿児島県議会（以下「議会」という。）の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

(1) 仮契約締結後、議会の議決までの間に、落札者が地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなった場合又は指名停止を受けた場合は、契約担当者は仮契約を解除することができる。

(2) (1)により仮契約を解除した場合は、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

15 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県大島支庁建設部建設課

奄美市名瀬永田町17番3号 郵便番号 894-8501

電話番号 0997-57-7324

16 その他

この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

17 SUMMARY

(1) SUBJECT MATTER OF THE CONTRACT:

Construction work of the “MIYAKOZAKI TUNNEL ”

(2) TIME LIMIT FOR THE SUBMISSION OF THE APPLICATION FORMS AND RELEVANT DOCUMENTS FOR THE QUALIFICATION:

5:15 p.m. 13 October 2016

(3) TIME LIMIT FOR THE SUBMISSION OF TENDERS BY ELECTRONIC BIDDING SYSTEM:

10:30 a.m. 18 November 2016(tenders bring with 10:30 a.m. 18 November 2016 or submitted by mail 5:15 p.m. 17 November 2016)

(4) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Construction Division Oshima Branch Office

17-3 Nazenagatacho, Amami City, Kagoshima Prefecture, 894-8501 Japan

TEL 0997-57-7324

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第102号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成28年9月27日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRぱちんこテラフォーマーズR4	京楽産業. 株式会社	6P1036
ぱちんこ遊技機	CR牙狼魔戒ノ花XXX-X	株式会社サンセイアールアンドディ	6P1011
ぱちんこ遊技機	CRA仄暗い水の底からFPW	株式会社藤商事	6P1062
ぱちんこ遊技機	CRゴールドゲート～BLAC Kver. ～ZC	株式会社ソフィア	6P0913
ぱちんこ遊技機	CR閃乱カグラLAA	株式会社高尾	6P0899
回胴式遊技機	マジンガーZ新たな魔神の力Z	株式会社EXCITE	6S1014

回胴式遊技機	麻雀格闘倶楽部2/K A	K P E株式会社	6S0920
回胴式遊技機	ロリポップチェーンソーF S B	株式会社藤商事	6S0963
回胴式遊技機	パチスロウィッチクラフトワーク ス/D A	D A X E L株式会社	6S0930

正 誤

平成25年1月15日付け鹿児島県公報第2872号の2中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
1	下から13行目	基いて	基づいて